

議員提出議案第 1 号

湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 2 月 15 日提出

湯河原町議会議長 原 田 洋 様

提出者	湯河原町議会議員	北村幸則
賛成者	同	土屋誠一
	同	高橋延幸
	同	室伏重孝
	同	長谷川俊子
	同	北村礒江
	同	松野満

(提案理由)

湯河原町議会議員定数条例が改正され、次の一般選挙から議員定数が 16 人となることに伴い、常任委員会等の委員の定数を変更し、また、地方自治法の改正による委員会制度の見直しに伴い、閉会中の議会における各委員会の委員の選任及び辞任の取扱いについて規定するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和 33 年湯河原町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「 9 名」を「 8 人」に改める。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

第 9 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第 15 条中「子孫」を「子、孫」に改める。

別表中「 9 人」を「 8 人」に改める。

附 則

この条例は、湯河原町議会議員定数条例の一部を改正する条例（平成 17 年湯河原町条例第 27 号）の施行後初めて招集される湯河原町議会の招集の日から施行する。